

第 35 回厚生労働省独立行政法人評価委員会総会 議事について

議題 組織・業務全般の見直し案について

見直し対象法人：①国立病院機構、②労働者健康福祉機構、③年金・健康保険福祉施設整理機構、④医薬品医療機器総合機構
※平成 25 年度が中期目標期間の最終年度となる法人が対象。

- 独立行政法人の組織・業務全般の見直しは、独立行政法人通則法第 35 条の規定を根拠とし、「中期目標期間終了時における独立行政法人の組織・業務全般の見直しについて」（平成 15 年 8 月 1 日閣議決定）に基づき、主務大臣が、所管する個々の独立行政法人の中期目標期間終了時において、当該法人の業務を継続させる必要性、組織の在り方その他組織・業務全般にわたる検討を行い、その結果に基づき、所要の措置を講じるもの。
- 厚生労働大臣が当該検討を行うにあたっては、独立行政法人通則法第 35 条第 2 項の規定により、独立行政法人評価委員会の意見を聴かなければならないとされている。
- 本年 8 月に開催した第 34 回総会（8 / 28 開催）において議論した 4 法人の「組織・業務全般の見直し当初案」（参考資料 2）については、本委員会の審議後、厚生労働大臣から総務省政策評価・独立行政法人評価委員会に提出。その後、総務省政・独委の数回にわたる審議等を経て、12 月 16 日に「独立行政法人の主要な事務及び事業の改廃に関する勧告の方向性」（見直しに係る指摘事項）が総務省政・独委委員長から厚生労働大臣に示されたところ。
- この総務省政・独委が示した「勧告の方向性（指摘事項）」を踏まえ、厚生労働大臣が 4 法人の「見直し内容」を再検討し、「組織・業務全般の見直し案」を作成したため、再度、本委員会において御審議いただくもの。

※中期目標期間終了時における独立行政法人の組織・業務全般の見直しに係る「概要」・「具体的な流れ」は別添資料を参照。

<参照条文>

独立行政法人通則法(平成 11 年法律第 103 号) (抄)

(中期目標の期間の終了時の検討)

第 35 条 主務大臣は、独立行政法人の中期目標の期間の終了時において、当該独立行政法人の業務を継続させる必要性、組織の在り方その他その組織及び業務の全般にわたる検討を行い、その結果に基づき、所要の措置を講ずるものとする。

2 主務大臣は、前項の規定による検討を行うにあたっては、評価委員会の意見を聴かなければならない。

3 審議会は、独立行政法人の中期目標の期間の終了時において、当該独立行政法人の主要な事務及び事業の改廃に関し、主務大臣に勧告することができる。

＜別添資料＞

- | | |
|--------|--|
| 別添 1－1 | 国立病院機構の組織・業務全般の見直し～中期目標・中期計画策定までの流れ（概要） |
| 別添 1－2 | 国立病院機構の組織・業務全般の見直し～中期目標・中期計画策定まで（流れ図） |
| 別添 2－1 | 労働者健康福祉機構の組織・業務全般の見直し～中期目標・中期計画策定までの流れ（概要） |
| 別添 2－2 | 労働者健康福祉機構の組織・業務全般の見直し～中期目標・中期計画策定まで（流れ図） |
| 別添 3－1 | 年金・健康保険福祉施設整理機構の組織・業務全般の見直し～中期目標・中期計画策定までの流れ（概要） |
| 別添 3－2 | 年金・健康保険福祉施設整理機構の組織・業務全般の見直し～中期目標・中期計画策定まで（流れ図） |
| 別添 4－1 | 医薬品医療機器総合機構の組織・業務全般の見直し～中期目標・中期計画策定までの流れ（概要） |
| 別添 4－2 | 医薬品医療機器総合機構の組織・業務全般の見直し～中期目標・中期計画策定まで（流れ図） |

以上

国立病院機構の組織・業務全般の見直し～中期目標・中期計画策定までの流れ（概要）

平成25年8月 組織・業務全般の見直し当初案を総務省へ提出

- 厚生労働大臣が独立行政法人通則法第35条の規定に基づき、「中期目標期間終了時における独立行政法人の組織・業務全般の見直しについて」（平成15年8月1日閣議決定）を踏まえ、「組織・業務全般の見直し当初案」を作成。
- 独立行政法人評価委員会の意見を聴いた上で（8/20・第41回国立病院部会、8/28・第34回総会）、予算概算要求提出期限（8月末）までに総務省政・独委に提出。

平成25年9～12月 総務省政・独委の審議・主要な事務及び事業の改廃に関する勧告の方向性

- 総務省政策評価・独立行政法人評価委員会において「見直し当初案」を審議。（9/26独法評価分科会第5WGほか数回）。
※審議と並行して、「勧告の方向性」の内容については、厚労省と総務省で調整。
- 厚生労働大臣に対し、「主要な事務及び事業の改廃に関する勧告の方向性」を総務省政・独委委員長が通知。（12月16日決定・通知）



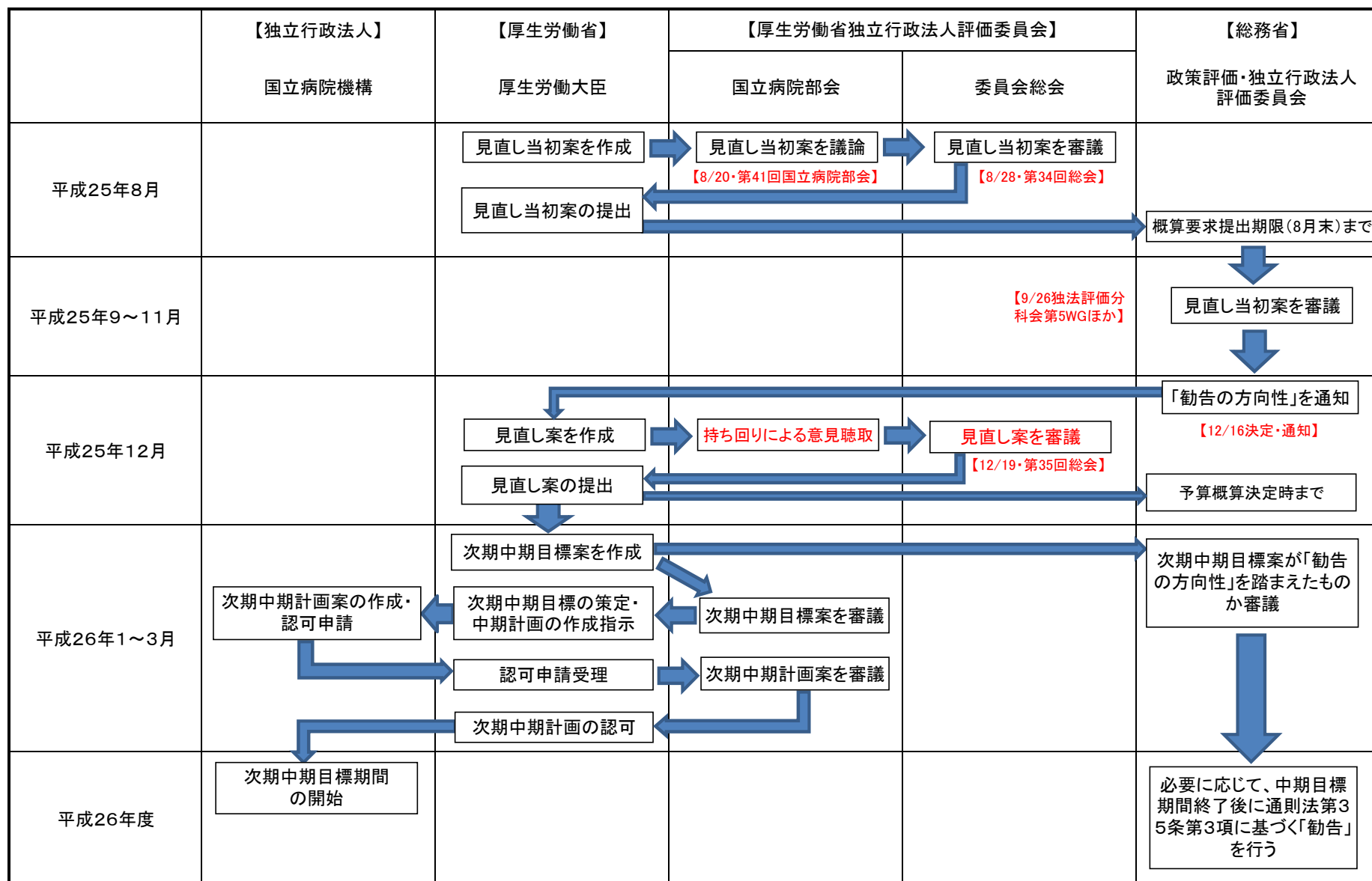
平成25年12月 組織・業務全般の見直し案を厚労大臣が作成・総務省政・独委へ提出

- 厚生労働大臣は総務省政・独委の「勧告の方向性」（指摘事項）を踏まえ、「見直し内容」を再検討し、「組織・業務全般の見直し案」を作成。独立行政法人評価委員会総会における審議を経て、予算概算決定時までに総務省政・独委へ提出。
（「組織・業務全般の見直し案」については、国立病院部会委員の意見聴取並びに12/19・第35回総会において審議予定）

平成26年1～3月 次期中期目標・次期中期計画の策定

- 厚生労働大臣は「見直し案」を踏まえ、次期中期目標案を作成。次期中期目標案を独立行政法人評価委員会において審議。（平成26年2～3月に国立病院部会において審議予定）
※総務省政・独委は並行して、次期中期目標案が「勧告の方向性」（指摘事項）を踏まえたものか審議。
⇒ 必要に応じて中期目標期間終了時に通則法第35条第3項に基づく「主要な事務・事業の改廃に関する勧告」を行う。
- 厚生労働大臣は次期中期目標を法人に付与し、中期計画の作成を指示。法人は次期中期計画案を作成し、厚生労働大臣に認可申請。厚生労働大臣は、次期中期計画案について、独立行政法人評価委員会に諮り審議。（平成26年2～3月に国立病院部会において審議予定）。 ⇒ 次期中期計画の大臣認可を受け、平成26年4月より次期中期目標期間が開始

国立病院機構の組織・業務全般の見直し～中期目標・中期計画策定まで(流れ図)



※「次期中期目標の策定」、「次期中期計画の認可」については、独立行政法人通則法上、別途、財務省との協議を要する。

※「次期中期目標案」は、「次期中期計画案」と併せて審議を行う場合がある。

労働者健康福祉機構の組織・業務全般の見直し～中期目標・中期計画策定までの流れ（概要）

平成25年8月 組織・業務全般の見直し当初案を総務省へ提出

- 厚生労働大臣が独立行政法人通則法第35条の規定に基づき、「中期目標期間終了時における独立行政法人の組織・業務全般の見直しについて」（平成15年8月1日閣議決定）を踏まえ、「組織・業務全般の見直し当初案」を作成。
- 独立行政法人評価委員会の意見を聴いた上で（8/26・第85回労働部会、8/28・第34回総会）、予算概算要求提出期限（8月末）までに総務省政・独委に提出。

平成25年9～12月 総務省政・独委の審議・主要な事務及び事業の改廃に関する勧告の方向性

- 総務省政策評価・独立行政法人評価委員会において「見直し当初案」を審議。（9/26独法評価分科会第5WGほか数回）。
※審議と並行して、「勧告の方向性」の内容については、厚労省と総務省で調整。
- 厚生労働大臣に対し、「主要な事務及び事業の改廃に関する勧告の方向性」を総務省政・独委委員長が通知。（12月16日決定・通知）



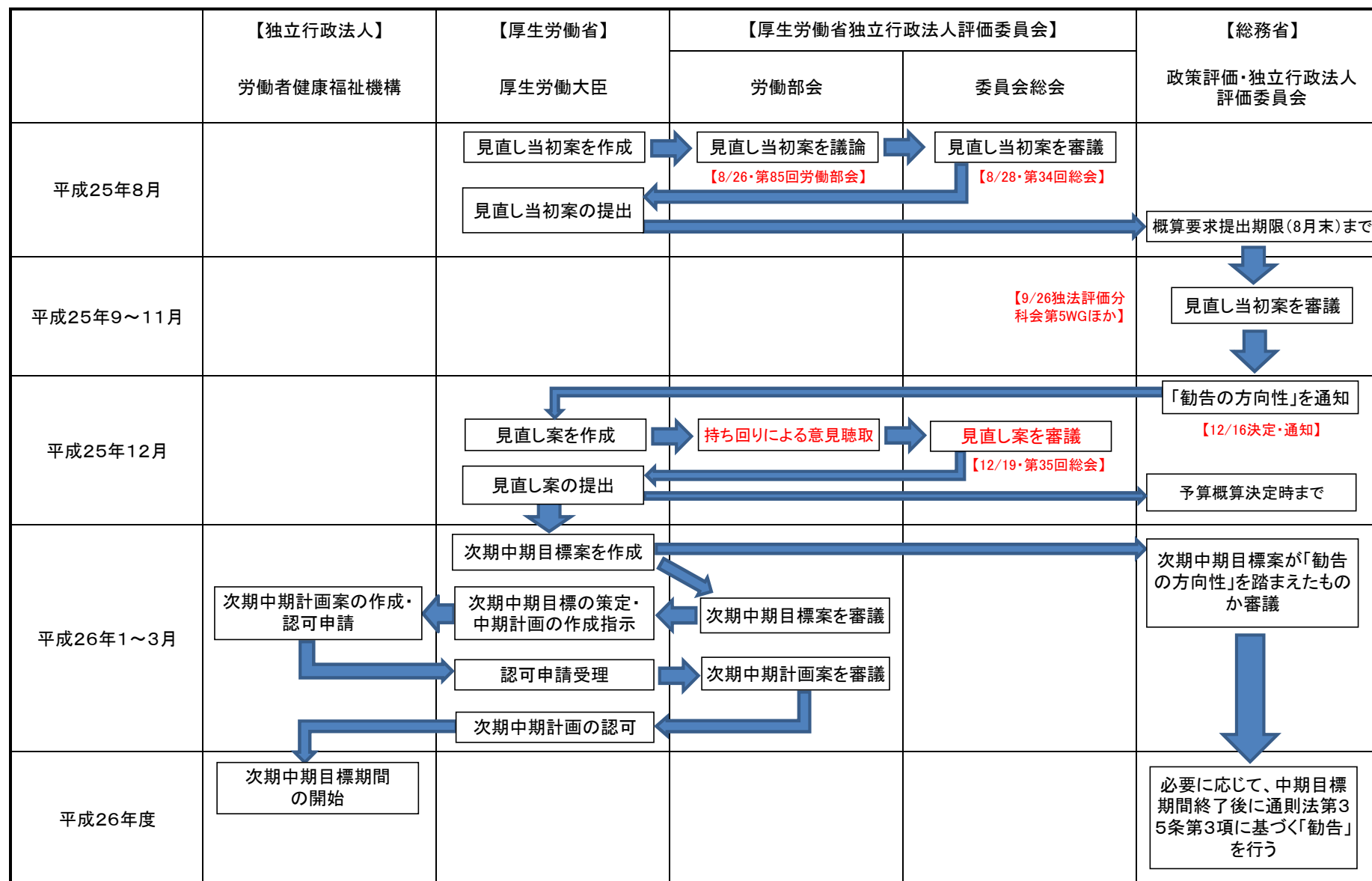
平成25年12月 組織・業務全般の見直し案を厚労大臣が作成・総務省政・独委へ提出

- 厚生労働大臣は総務省政・独委の「勧告の方向性」（指摘事項）を踏まえ、「見直し内容」を再検討し、「組織・業務全般の見直し案」を作成。独立行政法人評価委員会総会における審議を経て、予算概算決定時までに総務省政・独委へ提出。
（「組織・業務全般の見直し案」については、労働部会委員の意見聴取並びに12/19・第35回総会において審議予定）

平成26年1～3月 次期中期目標・次期中期計画の策定

- 厚生労働大臣は「見直し案」を踏まえ、次期中期目標案を作成。次期中期目標案を独立行政法人評価委員会において審議。（平成26年2～3月に労働部会において審議予定）
※総務省政・独委は並行して、次期中期目標案が「勧告の方向性」（指摘事項）を踏まえたものか審議。
⇒ 必要に応じて中期目標期間終了時に通則法第35条第3項に基づく「主要な事務・事業の改廃に関する勧告」を行う。
- 厚生労働大臣は次期中期目標を法人に付与し、中期計画の作成を指示。法人は次期中期計画案を作成し、厚生労働大臣に認可申請。厚生労働大臣は、次期中期計画案について、独立行政法人評価委員会に諮り審議。（平成26年2～3月に労働部会において審議予定）。 ⇒ 次期中期計画の大臣認可を受け、平成26年4月より次期中期目標期間が開始

労働者健康福祉機構の組織・業務全般の見直し～中期目標・中期計画策定まで(流れ図)



※「次期中期目標の策定」、「次期中期計画の認可」については、独立行政法人通則法上、別途、財務省との協議を要する。

※「次期中期目標案」は、「次期中期計画案」と併せて審議を行う場合がある。

年金・健康保険福祉施設整理機構（平成26年4月から地域医療機能推進機構） の組織・業務全般の見直し～中期目標・中期計画策定までの流れ（概要）

別添 3 - 1

平成25年8月 組織・業務全般の見直し当初案を総務省へ提出

- 厚生労働大臣が独立行政法人通則法第35条の規定に基づき、「中期目標期間終了時における独立行政法人の組織・業務全般の見直しについて」（平成15年8月1日閣議決定）を踏まえ、「組織・業務全般の見直し当初案」を作成。
- 独立行政法人評価委員会の意見を聴いた上で（8/19・第43回年金部会、8/28・第34回総会）、予算概算要求提出期限（8月末）までに総務省政・独委に提出。

平成25年9～12月 総務省政・独委の審議・主要な事務及び事業の改廃に関する勧告の方向性

- 総務省政策評価・独立行政法人評価委員会において「見直し当初案」を審議。（9/26独法評価分科会第5WGほか数回）。
※審議と並行して、「勧告の方向性」の内容については、厚労省と総務省で調整。
- 厚生労働大臣に対し、「主要な事務及び事業の改廃に関する勧告の方向性」を総務省政・独委委員長が通知。（12月16日決定・通知）



平成25年12月 組織・業務全般の見直し案を厚労大臣が作成・総務省政・独委へ提出

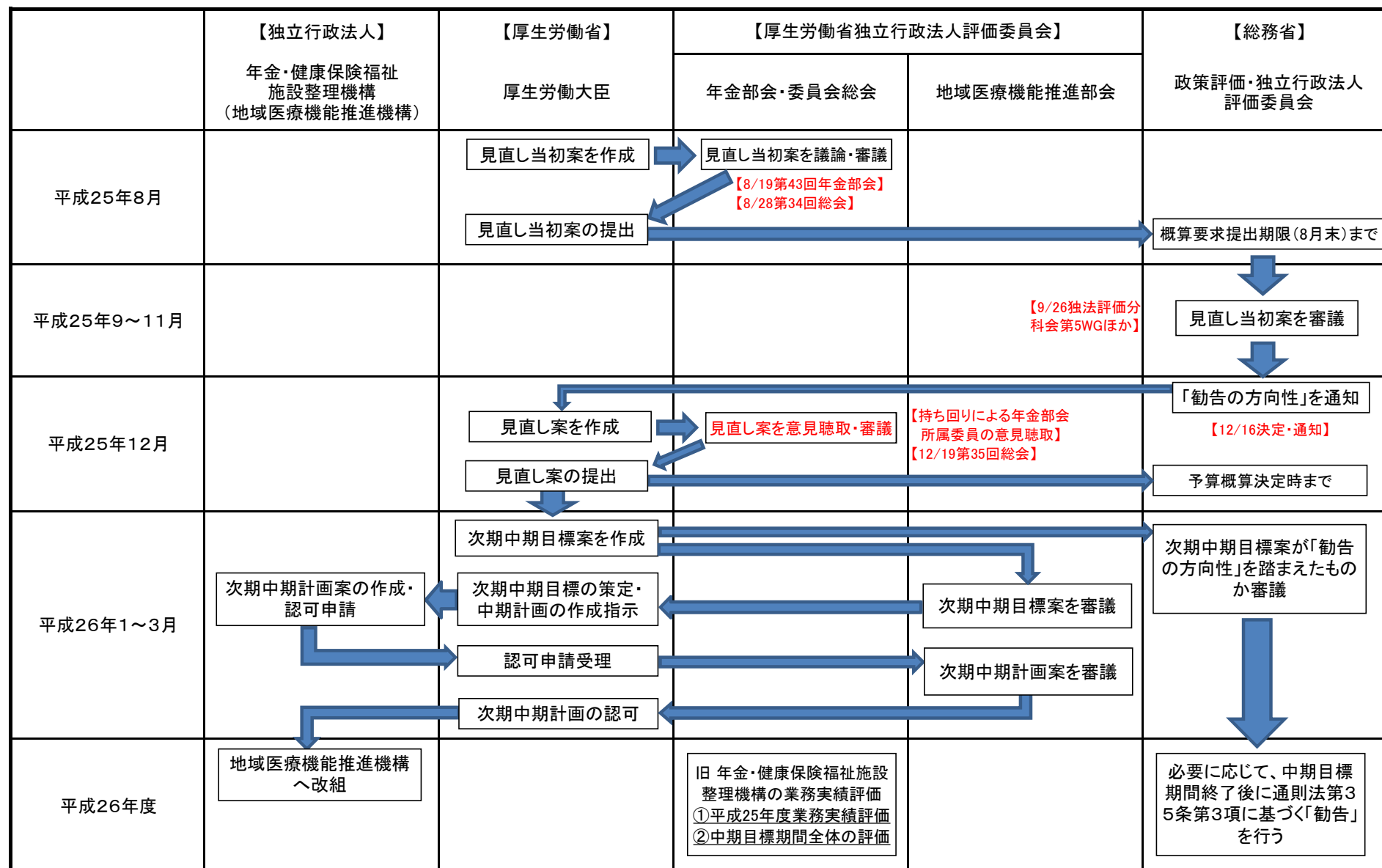
- 厚生労働大臣は総務省政・独委の「勧告の方向性」（指摘事項）を踏まえ、「見直し内容」を再検討し、「組織・業務全般の見直し案」を作成。独立行政法人評価委員会総会における審議を経て、予算概算決定時までに総務省政・独委へ提出。
（「組織・業務全般の見直し案」については、年金部会委員の意見聴取並びに12/19・第35回総会において審議予定）

〈地域医療機能推進部会審議開始〉

平成26年1～3月 次期中期目標・次期中期計画の策定

- 厚生労働大臣は「見直し案」を踏まえ、次期中期目標案を作成。次期中期目標案を独立行政法人評価委員会において審議。（平成26年2～3月に地域医療機能推進部会において審議予定）
※総務省政・独委は並行して、次期中期目標案が「勧告の方向性」（指摘事項）を踏まえたものか審議。
⇒ 必要に応じて中期目標期間終了時に通則法第35条第3項に基づく「主要な事務・事業の改廃に関する勧告」を行う。
- 厚生労働大臣は次期中期目標を法人に付与し、中期計画の作成を指示。法人は次期中期計画案を作成し、厚生労働大臣に認可申請。厚生労働大臣は、次期中期計画案について、独立行政法人評価委員会に諮り審議。（平成26年2～3月に地域医療機能推進部会において審議予定）。⇒ 次期中期計画の大臣認可を受け、平成26年4月より次期中期目標期間が開始・地域医療機能推進機構へ改組

年金・健康保険福祉施設整理機構(平成26年4月から地域医療機能推進機構)の 組織・業務全般の見直し～中期目標・中期計画策定まで(流れ図)



※「次期中期目標の策定」、「次期中期計画の認可」については、独立行政法人通則法上、別途、財務省との協議を要する。
 ※「次期中期計画案」に係る審議に併せ、地域医療機能推進部会においては、このほかに「業務方法書案」、「長期借入金等計画案」について審議を予定している。

医薬品医療機器総合機構の組織・業務全般の見直し ～中期目標・中期計画策定までの流れ（概要）

別添 4 - 1

平成25年8月 組織・業務全般の見直し当初案を総務省へ提出

- 厚生労働大臣が独立行政法人通則法第35条の規定に基づき、「中期目標期間終了時における独立行政法人の組織・業務全般の見直しについて」（平成15年8月1日閣議決定）を踏まえ、「組織・業務全般の見直し当初案」を作成。
- 独立行政法人評価委員会の意見を聴いた上で（8／13・第64回医療・福祉部会、8／28・第34回総会）、予算概算要求提出期限（8月末）までに総務省政・独委に提出。

平成25年9～12月 総務省政・独委の審議・主要な事務及び事業の改廃に関する勧告の方向性

- 総務省政策評価・独立行政法人評価委員会において「見直し当初案」を審議。（9/26独法評価分科会第5WGほか数回）。
※審議と並行して、「勧告の方向性」の内容については、厚労省と総務省で調整。
- 厚生労働大臣に対し、「主要な事務及び事業の改廃に関する勧告の方向性」を総務省政・独委委員長が通知。（12月16日決定・通知）



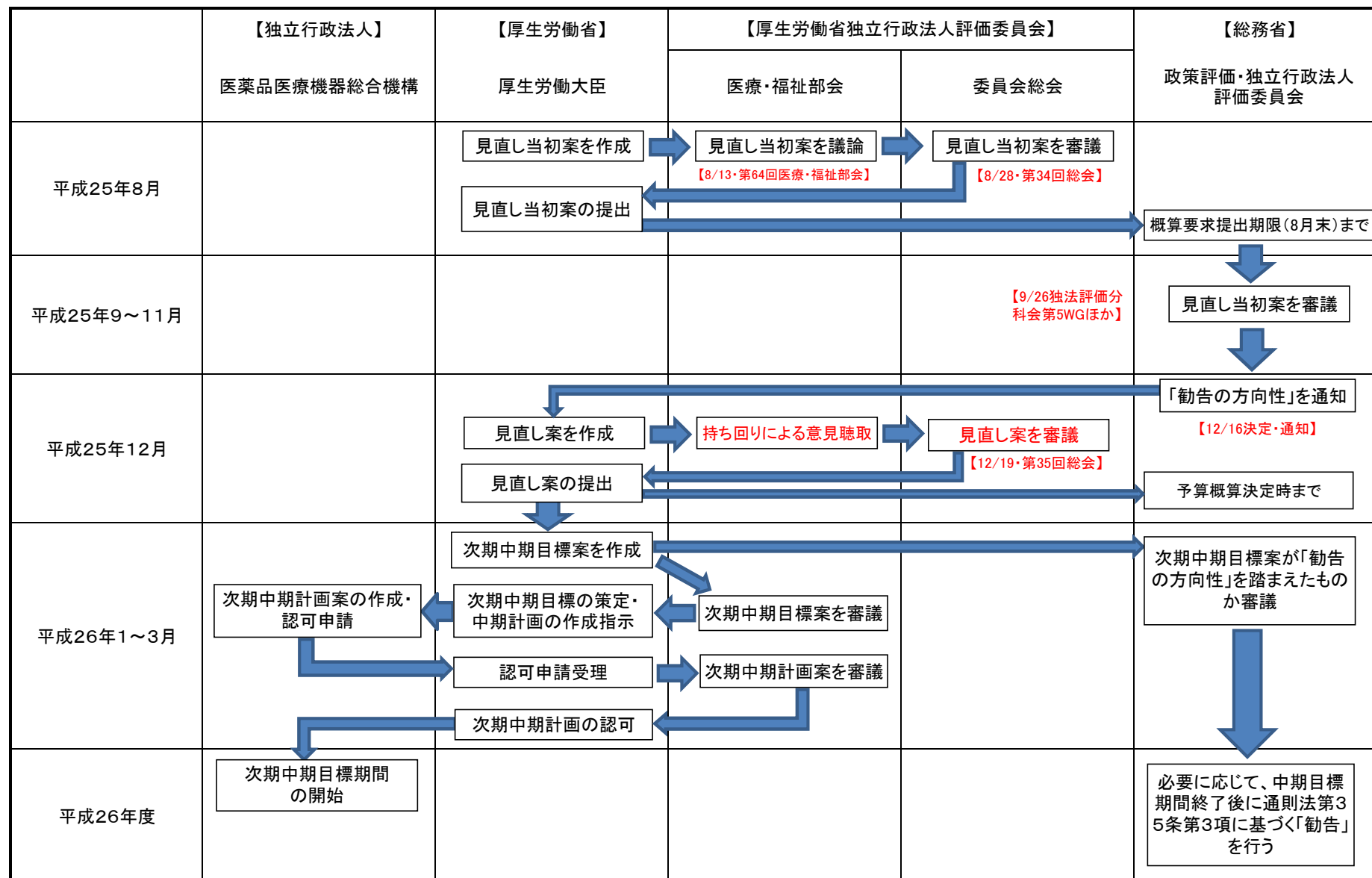
平成25年12月 組織・業務全般の見直し案を厚労大臣が作成・総務省政・独委へ提出

- 厚生労働大臣は総務省政・独委の「勧告の方向性」（指摘事項）を踏まえ、「見直し内容」を再検討し、「組織・業務全般の見直し案」を作成。独立行政法人評価委員会総会における審議を経て、予算概算決定時までに総務省政・独委へ提出。
（「組織・業務全般の見直し案」については、医療・福祉部会委員の意見聴取並びに12／19・第35回総会において審議予定）

平成26年1～3月 次期中期目標・次期中期計画の策定

- 厚生労働大臣は「見直し案」を踏まえ、次期中期目標案を作成。次期中期目標案を独立行政法人評価委員会において審議。（平成26年2～3月に医療・福祉部会において審議予定）
※総務省政・独委は並行して、次期中期目標案が「勧告の方向性」（指摘事項）を踏まえたものか審議。
⇒ 必要に応じて中期目標期間終了時に通則法第35条第3項に基づく「主要な事務・事業の改廃に関する勧告」を行う。
- 厚生労働大臣は次期中期目標を法人に付与し、中期計画の作成を指示。法人は次期中期計画案を作成し、厚生労働大臣に認可申請。厚生労働大臣は、次期中期計画案について、独立行政法人評価委員会に諮り審議。（平成26年2～3月に医療・福祉部会において審議予定）。⇒ 次期中期計画の大臣認可を受け、平成26年4月より次期中期目標期間が開始

医薬品医療機器総合機構の組織・業務全般の見直し～中期目標・中期計画策定まで(流れ図)



※「次期中期目標の策定」、「次期中期計画の認可」については、独立行政法人通則法上、別途、財務省との協議を要する。

※「次期中期目標案」は、「次期中期計画案」と併せて審議を行う場合がある。